

# 福祉3医療(子ども・ひとり親・重度)受給者の皆様へ

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費を受給されている方で、住所、加入している健康保険、医療費の振込先口座などの登録事項に変更があるときは、保険医療課に届出をしてください。

子ども医療受給者の方

町内の医療機関で受診した際は、窓口で必ず毎回、健康保険の被保険者証と子ども医療費受給者証(クリーム色)を提示してください。提示しないとその場での支払いが発生する場合がありますのでご注意ください。

ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療受給者の方

町内の医療機関で受診した際は、窓口にて各医療費の申請書が置いてありますので、必要事項を記入し、月ごとに医療機関に申請書を提出してください。

共通事項

町外の医療機関で受診した等で役場に申請書(請求書)を提出する期間は診療月の翌月以降、5年間です。診療月と同月中は申請できませんのでご注意ください。

☎ 保険医療課医療係 ② 2 1 7 4 ・ 2 1 7 5

## 人権擁護委員に 小林伸子さん(再委嘱)



人権擁護委員の任期満了に伴い、小林伸子さんが10月1日付で法務大臣から再委嘱されました。

人権擁護委員は、町内に4名おり、人権侵害の問題等の相談に応じています。

町では人権相談を開催していますので、ぜひご利用ください。

☎ 人権推進課 ② 2 2 4 1

# 秋季全国火災予防運動(11月9日~15日) 『消したはず 決めつけしないで もう一度』

(全国統一防火標語)

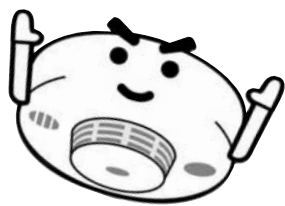
住宅防火 いのちを守る7つのポイント



お住まいに住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は火災による煙や熱を自動的に感知して警報音や音声で火災の発生を知らせるものです。

埼玉県内で発生した住宅用火災警報器の奏功事例(住宅用火災警報器が作動したことにより、大きな火災に至らずに済んだ事例)は、平成18年12月から平成22年12月末までの間に156件の報告がありました。



奏功事例1

居住者が、フライパンをコンロにかけ、火をつけたまま寝入ってしまった。過熱されたフライパンから煙が発生し、階段、寝室に設置されていた

悪質訪問販売にご注意!

消火器や住宅用火災警報器の悪質訪問販売には、くれぐれもご注意ください。あたかも消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。消防署や消防団員が消火器や住宅用火災警報器などを販売等することはありません。また、特定の業者に販売を委託することもありません。おかしいと思ったら、はっきり断ってください。

☎ 消防本部消防課予防係 ② 2 2 8 1 1 1

# 夏期の電力需要削減結果について

図 企画課政策企画担当① 2 2 1 6

## 削減状況

町関係施設 (22施設合計)	月間使用電力量 (Kwh) 22施設		
	22年度	23年度	対前年
6月	346,308	278,122	80.31%
7月	433,823	367,061	84.61%
8月	433,093	322,823	74.54%
9月	467,090	337,752	72.31%
前年度比	77.71%		
削減率	22.29%		

町では、夏期における電力需要削減を図るため、5月23日から9月30日までを計画期間とする「伊奈町電力需要削減計画」を策定し、町民の方々へのサービス低下を招かないことを基本方針として、節電に努めてまいりました。今般、計画期間中の電力削減結果がまとまりましたので報告します。

今後も電力供給については不透明な状況であり、町では節電に積極的に取り組んでいきますので、町民の皆様にもご理解をいただくとともに、引き続き家庭での節電についてもご協力いただこう、お願いします。

調査対象施設 役場庁舎ほか21公共施設  
計画における目標値 町施設全体で前年同期対比15%以上の電力需要削減を図る

## 町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

### 納付期限

# 11月30日

- 固定資産税 4期
- 国民健康保険税 5期
- 介護保険料 5期
- 後期高齢者医療保険料 5期

納期内の納付をお願いします。  
(年金天引きの方を除きます。)

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、収税課・福祉課・保険医療課または取扱金融機関でお申し込みください。

口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

図 収税課① 2 1 4 3  
福祉課① 2 1 2 4  
保険医療課① 2 1 7 5

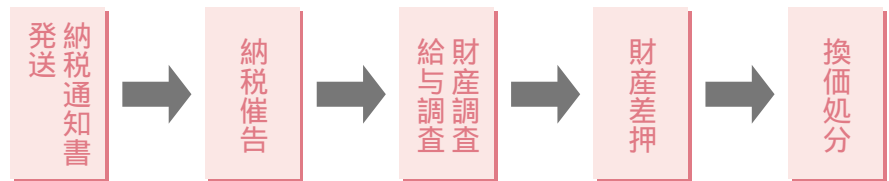
## 滞納整理強化期間

# 催告等に応じない滞納者には差押処分をします

埼玉県下一斉で、11月～1月を滞納整理強化期間とし、徴収の取組みを強化します。これまで再三にわたり町税未納者に納税をお願いしてきましたが、このまま未納が続く場合は、税負担の公平性を確保するため、法律の規定に基づき財産（不動産、預貯金、給与、生命保険等）の差押処分を執行します。納めていない方は早急に納付してください。

図 収税課① 2 1 4 3

## 滞納処分の流れ



**納税催告**  
納期限が過ぎても納付しない方に対し、督促状、文書催告書の送付、電話催告、自宅訪問を行います。

**財産調査**  
催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査します。

**給与調査**  
滞納者が給与所得者である場合は、給与差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。

**滞納処分（財産差押・換価処分）**  
納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておくと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を受けることになります。差押の対象は、土地・建物、預貯金、給与、生命保険などです。

### 相談窓口

町税を納期限までに納めることが難しい場合は、収税課にご相談ください。平日に来庁できない方のために、休日納税相談も実施しています。

**相談日 毎月第2日曜日および最終日曜日 9時～16時**

(相談日を変更する場合がありますので、来庁する場合は前もって相談日をご確認ください。)